

國學院大學学術情報リポジトリ

「中臣寿詞」の「天つ水」再考：
「水の祭儀」論の再検討：
特集御代替りの歴史と伝統

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 笹生, 衛, Saso, Mamoru メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000517

「中臣寿詞」の「天つ水」再考

—「水の祭儀」論の再検討—

笹生 衛

一、はじめに

九世紀後半の『儀式』によると、踐祚大嘗祭（以後、大嘗祭）の「辰の日の節会」で「天神寿詞」を奏上することとなっている。^①「天神寿詞」は、中臣氏が読むので「中臣寿詞」とも称される。最古の記録は、『日本書紀』持統天皇四年（六九〇）正月戊寅朔条の天皇即位式と同五年十一月戊辰条の大嘗祭において、中臣大嶋が読んだ例に遡る。^②七世紀末期、天神寿詞は、即位式と大嘗祭で中臣氏により奏されていた。この内、即位式の

天神寿詞は、『神祇令』第十三条「凡そ踐祚の日には、中臣、天神寿詞を奏せよ。忌部、神璽の鏡剣を上れ」^③の規定に対応し、天皇の即位に伴う儀礼・祭祀の中で重要な意味を持っていた。ところが、この後、即位式の天神寿詞は奏上されなくなり、現在に残る中臣（天神）寿詞は大嘗祭に伴うもののみである。

「中臣寿詞」の性格と歴史的な背景については、これまでに様々な研究が行なわれてきた。その中で特に重要な論点は、「中臣寿詞」が語る「天つ水」の性格を如何に考えるかである。これは大嘗祭の性格と直接かわると同時に、古代祭祀の理解にも大きな影響を与え、王権と深く関係する「水の祭儀」という

解釈を生んでいくこととなる。

一方、平成の三十年間で大嘗祭に関する研究は大きく進展し、平安時代における大嘗祭の構成、祭式の詳細が明らかとなった。さらに、平城宮朝堂院跡で発見された大嘗宮遺構の研究も深化し、奈良時代、八世紀の大嘗宮の実態解明が進んだ。この結果、これまでの「中臣寿詞」と「天つ水」の研究が前提としてきた大嘗祭の理解には、根本的な修正を加える必要が生じている。そこで、ここでは、これまでの「中臣寿詞」研究と「天つ水」解釈の推移を整理したうえで、近年の大嘗祭研究の成果を踏まえ「中臣寿詞」の「天つ水」の性格について考察する。また、「天つ水」解釈をもとに導き出され、古代史・考古学研究に大きな影響を与えている「水の祭儀（祭祀）」論の解釈についても再検討を加えてみたい。

二、「天つ水」と「水の祭儀」

『中臣寿詞』研究の系譜 「中臣寿詞」の研究は、本居宣長が『台記』別記の「中臣寿詞」（康治元年（一一四一）、近衛天皇の大嘗祭で奏上）を『玉勝間』で紹介したことに始まり、平田篤胤などを経て現在の研究につながっている。ここで問題となるの

が、即位式と大嘗祭で中臣が奏上する「天神寿詞」の關係と「天つ水」の性格である。「中臣寿詞」の「天つ水」伝承については、本居宣長が「天つ水」伝承の「天忍雲神」と「伊勢の外宮の書ども」の「天村雲命」との類似性を指摘した。^④ 続いて平田篤胤は、『古史成文』註釈「古史伝」二十八之巻で、「天つ水」伝承と外宮の「御井社」起源説話（『神宮雜例集』所引『大同本記』逸文）の關係について言及し、元は一つの説話であったが二つに分離したとの解釈を示した。^⑤ この解釈の枠組みは、二〇世紀、戦後の研究まで受け継がれた。

戦後の研究では、まず、西田長男が、鳥羽天皇の大嘗祭（天仁元年（一一〇八）で奏上された「中臣寿詞」を紹介し、『台記』別記のものを三十四年遡る新史料の存在を明らかにした。また、全文を翻刻し、内容は康治元年の「中臣寿詞」にほぼ対応することを確認している。^⑥

西田の研究の後、「中臣寿詞」の成立と性格に言及した論文が続けて発表された。岡田精司は、「中臣寿詞」を、「天つ水」の由来譚の前半部と大嘗祭に係る後半部に分け、「奈良時代やそれより古い時代に、即位式の儀礼で唱えられた詞章の核心」は前半部分「天孫の用いる天つ水の由来」であり、「後半部は奏上の場合大嘗祭だけが変わってからの付加」と解釈した。そ

れを受けて、王権と「天つ水」との関係について『神宮雜例集』の「忍穂井」由来譚（「御井社」起源説話）や『古風土記』の井泉伝承と比較し、「聖なる水」が湧出する井泉での「水の祭儀」を想定した。そして、「大王の資格の一つとして「水の司祭者」「水の支配者」という性格をもつことが重視された」とし、「地方的祭祀権を掌握する首長がそれぞれの地域ごとに井泉のほとりで行なっていた、さまざまな「水の祝儀」があり、大王の行なう井水の儀礼はその頂点に立つものということで、特別な意味を持っていた」と評価した。⁷⁾

続いて、土橋寛は「中臣寿詞」と『神宮雜例集』の「御井社」起源説話とを比較し、中臣寿詞の「天つ水」神話は、七世紀後半の律令国家成立期、持統天皇の時代に「外宮の御井社の起源神話を改造」して成立したとする。その上で「新嘗会・大嘗会」を「支配を受ける地方族長にたいする天皇の就任儀礼」と位置づけ、「中臣寿詞（天神之寿詞）」の即位式での奏上は、持統天皇の時のみであったが、大嘗祭での奏上は十二世紀の平安時代時代末期まで継続したと考えた。⁸⁾

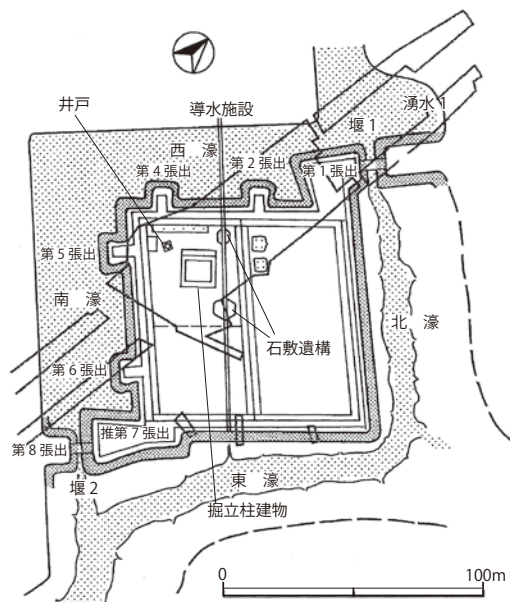
この後、これらの説には文献研究の立場から再検討と批判が加えられた。まず、粕谷興紀氏は『神宮雜例集』『御井社』起源説話と、『大神宮諸雜事記』永承五年（一一〇五）七月一日

条が引用する同じ起源説話とを比較して、『神宮雜例集』のものとは平安時代末期頃に潤色が加えられていることを明らかにした。したがって、『神宮雜例集』の御井起源説話を改造して「中臣寿詞」の「天つ水」神話が成立したとの土橋説は成立し得ないこととなる。⁹⁾

また、金子善光氏は、『記紀』に『古風土記』『万葉集』に加え、水と井泉の信仰・祭祀に関する記事を網羅的に取り上げ、その内容を細かく検討し、「中臣寿詞の〈天つ水〉も〈御饌つ水〉以外の何ものでもないのである」と結論付けた。「中臣寿詞」の「天つ水」は、岡田精司が考えたような「水の祭儀」の対象となる「聖なる水」ではなく、あくまでも神に供える神饌の水「御饌つ水」であると指摘した。¹⁰⁾

「水の祭儀」論の波及 このように、「中臣寿詞」研究の岡田精司説・土橋説には批判・再検討が加えられる一方で、岡田精司が示した「水の祭儀」論は、考古学研究で取り上げられ、遺構・遺物の解釈に援用されていた。

その嚆矢となったのが、辰巳和弘氏の研究である。辰巳氏は、群馬県の三ツ寺Ⅰ遺跡（第一図）で、堀と柵列・堀で区画された大形の掘立柱建物を正殿、石製模造品が出土した石敷遺構を、揚水・導水機能を伴う祭祀の場とし、覆屋をもつ井戸、堀から



第1図 Mitsutsu I遺跡全体推定図（註13文献の図面に加筆作成）

出土した木製刀形を加え、そこで行なわれた祭祀について、「水が直接の祭祀対象とされたり、祭祀儀礼のうえで重要な役割を担って」いたりし、豪族居館の三ツ寺I遺跡では「水ミの祭儀が地方首長の執行する重要な儀礼であった」と推定した。その上で、「井戸や泉とそこに湧き出る（中略）水を地霊として神聖視し、井泉やその水を聖なるものとして祭祀対象とし」、「大王にその井水を供献する服属儀礼がひろく行なわれた」と結論づけた。井泉の水を「聖なるもの」とし「水の祭儀」の名称を使うことから、岡田精司説が、その基礎にあることは明らかで、揚水・導水機能を持つ石敷遺構を完結した祭祀の場と理解し、井泉や湧出する水を「聖なる水」として祭祀対象と考えた。そして、それを地方首長が供献することで大王の支配に組み込まれたと推定した。ここで、「水の祭儀」と地方首長・大王の支配との関係を具体的に説く解釈が成立する。

辰巳氏の解釈は、その後、奈良県の南郷大東遺跡の区画・遮蔽された導水施設と導水形・囲形埴輪の理解に援用された。今尾文昭氏は、導水施設を「カミ」まつりの場とし、そこにおける「カミまつり」と「地域の王」の治水事業とを結びつけた。辰巳説と同様に、区画・遮蔽された導水遺構を、完結した祭祀の場ととらえ、「特別の水」を媒介にカミはよりくる」と、折

口信夫の「依代」を敷衍させた神観を推定し、ここでの祭祀「カミよる水のまつり」と「地域王の治水事業」とを関連づけた。

そして、五世紀代の古墳に置かれた「導水施設形埴輪」は、その祭祀の場を具体的に表現したものと考え、埴形埴輪との対応関係を指摘している。この時点で「水の祭儀」論には地方首長の治水事業との関係が付加され、導水形（埴形）埴輪や形象埴輪群の理解にまで拡大して援用されたのである。

続いて若狭徹氏は、辰巳説・今尾説を基礎として「水の祭祀」を三ツ寺I遺跡に当てはめ、地域首長の水利管理に対応するものと考えた。「井泉祭祀および導水祭祀や、それらを造形した埴形埴輪の存在から」類推できるように「〔水の管理・祭祀と関わった〕水利事業は、（中略）列島内各地の有力首長の政治領域で押し進められた」。そして、「水利権の整備とそれに伴う祭祀が王権祭祀として位置づけられ、かつ様式化され、畿内を中心にして一定の範囲で流行した」とする。大王や地方首長が行なった、水を対象とする「水の祭祀」を、水利権の整備や古墳の導水形（埴形）埴輪と相互に関連させ、五世紀代、列島内各地の地域構造を構成する重要な要素として位置づけたのである。

考古学研究における「水の祭儀（祭祀）」論は、辰巳説、今尾説、若狭説と段階的に発展し、「聖なる水」を祭祀対象にす

るところから、導水施設の遺構や埴輪、埴形埴輪の性格と祭祀の意味、さらには地域首長の治水事業との対応関係にまで言及するようになった。これら諸説は、既に整理したように、岡田精司が示した「中臣寿詞」の「天つ水」の解釈を基礎としている。しかし、岡田精司説には、次に確認するように現在の研究から見ると問題がある。

三、「中臣寿詞」と大嘗祭・大嘗宮

「中臣寿詞」の主題 岡田精司説の最も重要な論点は、「水の祭儀」の基礎となった「中臣寿詞」の理解である。つまり「奈良時代やそれより古い時代に」唱えられていた詞章の核心は「天つ水」の由来譚であり、後半の大嘗祭に関連する部分は奏上が大嘗祭だけになってからの付加とする。これが、王権と聖なる水「天つ水」との関係につながる基本的な理解となっている。

ここで岡田精司説を検証するため、改めて「台記」別記の「中臣寿詞」の主要部分を引用し、内容を確認してみたい。

高天の原に神留り坐す皇親神漏岐・神漏美の命を持ちて、八百万の神等を集へ賜ひて、皇孫の尊は高天の原に事始め

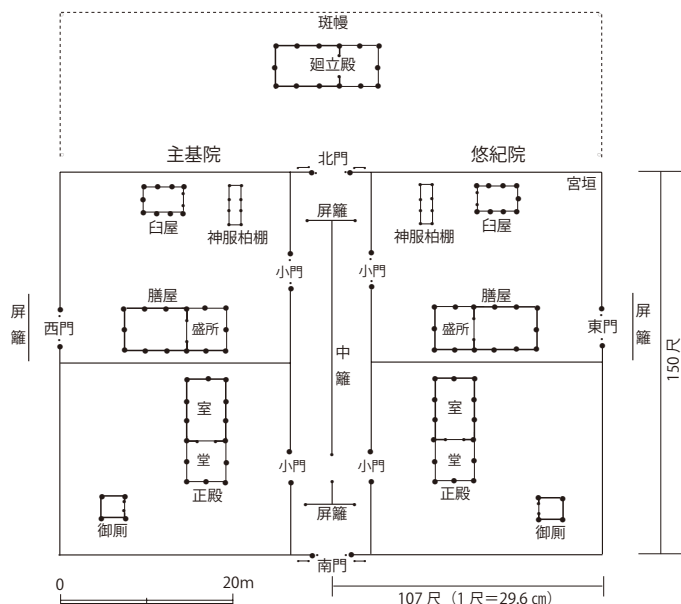
て、豊葦原の瑞穂の国を安国と平らけく知ろし食せと事依さし奉りて、天降り坐しし後に、中臣の遠つ祖天兒屋根命、皇御孫の尊の御前に仕へ奉りて、天忍雲根命を天の二上に乗せ奉りて、神漏岐・神漏美の命の前に受け給はり申して、皇御孫の尊の御膳つ水是、うつし国の水部、天つ水を立奉らむと申ししをり、事教へ給ひしに依りて、天忍雲根神、天の浮雲に乗りて、天の二上に上り坐して、神漏岐・神漏美の命の前に申せば、天の玉櫛を事依さし奉りて、此の玉櫛を刺し立てて、夕日より朝日の照るに至るまで、天つ詔戸の太詔刀言を以ちて告れ。かく告らば、まちは弱菰にゆつ五百簀生ひ出でむ。其の下より天の八井出でむ。此を持ちて天つ水と聞し食せと事依さし奉りき。

かく依さし奉りし任に、聞こし食すゆ庭の瑞穂を、四國の卜部等、太兆の卜事を持ちて、仕へ奉る悠紀に近江の國の野洲の郡、主基に丹波の國の氷上の郡を斎ひ定めて、物部の人等、酒造兒・酒波・粉走・灰焼・薪採・相作・稲の實の公等、大嘗会の斎場に持ち斎まはり参來て、今年の十一月の中つ卯の日に、ゆしりいつしり持ち、恐み恐みも清まはりに仕へ奉つり、月の内に日時を撰び定めて、献れる悠紀・主基の黒木・白木の大御酒を、大倭根子天皇が天

つ御膳の長御膳の遠御膳と、汁にも実にも、赤丹の穂にも開しめして、豊の明りに御坐して、(中略) 康治元年より始めて、天地日月と共に照らし明らし御坐す事に、本末傾かず茂し槍の中執り持ちて仕へ奉る中臣の祭主、(中略)、中臣朝臣清親、寿詞を称へ辞定め奉らくと申す。(以下略)。

ここに引用した部分で、「かく依さし奉りし任に」以降が後段となる。前段では、(一) 皇祖神の命により「御膳つ水」は「天つ水」を使うべきこと、(二) 「天つ水」は、天の玉櫛を刺し立て、太詔刀を奏上して神意に叶った「天の八井」を明らかにし、その水を「天つ水」とすべきことの二点が語られる。これを受けて後段では、やはり卜定し神意に叶った悠紀国・主基国の稲を使い、酒造兒等が御酒・御膳を準備・調理し天皇が召し上がることが語られる。

後段冒頭の「ゆ庭」は、その後の「大嘗会の斎場」に対応し、いづれも大嘗祭の祭場、大嘗宮を指すと考えられる。結局、「中臣寿詞」は、前段・後段を通じて、天皇が大嘗祭で皇祖神へ供え召し上がる「御膳」を主題としていとみてよい。この御膳には、神意に叶った「天つ水」が必要とされ、大嘗祭では、こうして用意された御膳を、新たに即位し国土を統治する天皇が



第2図 『儀式』の大嘗宮見取り図（註1文献をもとに作成）

召し上がる。それは、高天の原以来の神の意志に沿うことであると宣言する。ここにこそ「中臣寿詞」全体の主題はあると考えられる。

大嘗宮と祭式 この「中臣寿詞」の主題は、大嘗祭の構成、祭式との対応関係が認められる。「儀式」の規定では、大嘗祭の準備は卜定された悠紀国・主基国の国郡を中心に進められる。両国郡から御膳・御酒に使う稲が出され、大嘗宮の造営も両国郡が行なう。また、御膳・御酒などで大嘗祭に使用する「御水」は、卜定して北野斎場に掘られる「御井」の水を使用し、御井の東に「童女（造酒童女）の井」を掘ることとなっている。「御井」は、「中臣寿詞」の中で天の玉串を刺し立てて明らかにした「天の八井」に、「御水」は「天つ水」に対応する¹⁵。御膳・御酒に使う稲、大嘗宮の部材、御井・御水すべてが卜定され、神意に叶った形で大嘗祭は準備する必要があったのである。

これに対応して、『儀式』が記す大嘗宮は、柴垣の宮垣をめぐらせ、周囲から区画・遮蔽される構造である。神意に叶った祭料と祭祀の場の清浄性を厳格に保持するためである。宮垣の内側は東西に悠紀院と主基院とに区画し、さらに各院を南北に区画する。南側には祭祀の場となる正殿と御廁が建ち、北側の区画には白屋と膳屋が建つ（第二図）。『儀式』によると、大嘗

祭の当日、巳の刻に悠紀・主基両国の神饌（御膳）用の食材と御酒が、北野斎場から白屋と膳屋へ運び込まれ、御膳は最終的に調理・準備され、正殿へと運ばれた。宮垣内で、さらに厳重に区画・遮蔽された白屋・膳屋において、御膳は準備・調理されるべきもので、それは大嘗祭において最も重要な存在であるとの認識が、大嘗祭の祭式と大嘗宮の構造からは読み取れる。

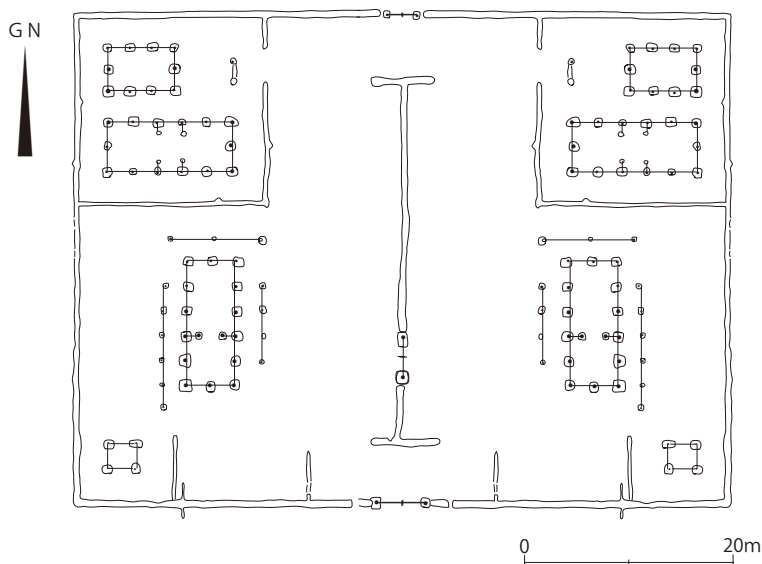
平安時代の大嘗祭の祭式、特に中心となる正殿での天皇の所作は、岡田莊司氏などが、『天仁大嘗会記』（『江記』逸文、天仁元年（一一〇八）、鳥羽天皇大嘗祭）、『大嘗会卯日御記』（藤原忠通、保安四年（一一二三）、崇徳天皇大嘗祭）と『新儀式』（『清涼御記』逸文）「神今食次第」から詳細を明らかにしている。¹⁶ 祭祀の場は、悠紀・主基院の正殿の「室」で、そこでの祭式と天皇の所作は、『延喜式』「掃部寮」の規定を加えると、次のように復元されている。

まず、西刻、正殿内に灯火が灯されると、「室」の中央に「神座（寢座）」の御帖・坂枕、打払布が置かれる。中央の神座の東側には東面する天皇の「御の座」を、その東に西面する短畳（第二の神座）を設置する。続いて、神饌（御膳）が、白屋・膳屋から悠紀院の正殿の「堂」へ運び込まれ、亥一刻には正殿の室で天皇による供饌が行なわれる。天皇は、御膳・御酒を正

殿に運び込む神饌行立の警蹕を聞くと、采女とともに正殿に入り、中央の寢座（第一の神座）の北側を通って、東向きに御の座に着座される。そこで、采女の介添えて海老鱗盥桶と多志良加で手水が行なわれる。手水が終ると、西面する短畳（第二の神座）の上に神饌（御膳・御酒）を供える「神食薦」を敷き、御の座に接して「御食薦」を敷く。続いて采女が堂から達手に入れた神饌を運び込み、陪膳の采女が受け御食薦に並べる。これを天皇が平手に取り分け、陪膳の采女に手渡し、采女は神食薦に並べ供饌を行なう。供饌が終ると、御の座の天皇は、神食薦の方向、つまり東に向い称唯・低頭・拍手して御膳の御飯と御酒を召し上げる。天皇は、正殿の室の中央に設置した神座（寢座）には背を向けて、東（伊勢神宮の方向）を向き、皇祖神へと供饌を行い、共食される。これが大嘗祭の祭式の中核といつてよい。

ここに示した大嘗祭の正殿における祭式と天皇の所作は、『儀式』の大嘗宮の構造や正殿内の状況と矛盾なく整合するため、九世紀後半の『儀式』の段階においても、ほぼ同様の祭式が行なわれていたと考えられる。

奈良時代の大嘗宮と祭式 では、『儀式』が記す大嘗宮の規模・構造と祭式は、いつまで遡るのか。この手がかりとなるのが、

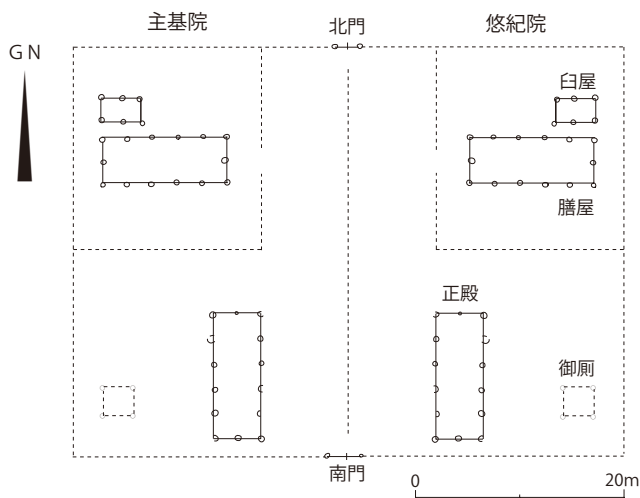


第3図 平城宮東区朝堂院A期（淳仁天皇）大嘗宮遺構図
 （註17文献の図面にもとづき、西側区画は東側区画を反転し推定して作成）

平城宮の東区朝堂院で発見された大嘗宮の遺構である。東区朝堂院では、まず、A・B・C期、三時期の大嘗宮遺構が検出され、その後の遺構の分析で、これらに先行する01・02期、二時期の大嘗宮遺構を抽出している。⁽¹⁸⁾ 合計五時期の遺構と対応する天皇の大嘗祭は、次のように推定されている。⁽¹⁹⁾

01期Ⅱ元正天皇（霊龜二年（七一六）実施、以下同じ）、02期Ⅱ聖武天皇（神龜元年（七二四））、A期Ⅱ淳仁天皇（天平宝字二年（七五八））、B期Ⅱ光仁天皇（宝龜二年（七七二））、C期Ⅱ桓武天皇（天応元年（七八一））。

『儀式』が規定する、宮垣も含めた大嘗宮の全体の規模・構造は、東西門の存在を除けば、A期（淳仁天皇）の大嘗宮遺構とほぼ一致する（第三図）。さらに、大嘗宮の建物の規模・配置は、01期（元正天皇）、02期（聖武天皇）の大嘗宮遺構まで基本的には共通する（第四図）。大嘗宮は、宮垣で区画・遮蔽した内部に正殿・御厠だけでなく、白屋・膳屋まで配置する。その構造は大嘗祭の祭祀の本質と直結するもので、容易に変更を加えることはできなかったのであろう。⁽²⁰⁾ 『儀式』が記す大嘗宮の規模・構造は、基本的に大嘗祭の祭祀に対応する。したがって『儀式』の大嘗祭の祭式は、八世紀前半、霊龜二年の元正天皇と神龜二年の聖武天皇の大嘗祭まで遡及させることが可能で



第4図 平城宮東区朝堂院02期（聖武天皇）大嘗宮 建物配置復元推定図

（註8論文の図面にもとづく。西側区画は東側区画を反転して作成。宮垣の南北幅は南・北門の位置から、東西幅は、A期の南北幅との比率から推定。御厠の存在と位置はC期の建物配置との比較から推定）

ある。そうすると平安時代の大嘗宮正殿における天皇の所作も、基本的に八世紀前半まで遡ると考えられる。

大嘗宮の宮垣内と対照をなすのが廻立殿である。天皇の潔斎と控えの間である廻立殿は、『儀式』の規定では木工寮が造営し、宮垣の北側、幔幕で囲まれる。卜定された悠紀・主基国が造営し、宮垣で区画・遮蔽される大嘗宮の悠紀・主基院とは一線を画す存在である。これと呼応するように、奈良時代、平城宮跡における廻立殿の遺構は、規模・構造が一定せず、確認できない時期もある。この状況は、奈良時代には廻立殿が必要に依りて柔軟に形を変えて建てられていたことを示している。⁽²⁾ 廻立殿は祭祀の中核とは一線を画し、天皇の潔斎と控えの施設という性格は、奈良時代まで遡ると判断できる。

以上の点を考慮すると、古代の大嘗祭の本質は、以下の三点にまとめることができる。まず、①宮垣で厳重に区画・遮蔽した内部で、②特別に神饌（御膳）を調理・準備し、③天皇が伊勢神宮の皇祖神へ供饌を行ない共食される。ここにあげた古代の大嘗祭の本質は、平城宮跡の大嘗宮遺構の構造から、八世紀前半まで遡ると判断できる。さらに、『日本書紀』『続日本紀』が記す天武天皇・持統天皇から聖武天皇までの大嘗祭の連続性を併せて考えると、古代の大嘗祭の本質は、天武天皇の時代ま

で遡及する可能性が高い。それは「中臣寿詞」が語る大嘗祭の「御膳」の重要性と一致する。

四、「水」の祭儀」論の再検討

「天つ水」と「御膳つ水」 これまで見てきたように、平安時代の大嘗祭の祭式の基本的な部分は、大嘗宮遺構との関係から少なくとも奈良時代の八世紀前半には遡り、七世紀後半の天武天皇の時代まで遡及する可能性が高い。しかし、そこには、岡田精司が大嘗祭の中心と想定した「新帝が神饌を八重畳の上に座して食べる儀式」は存在しない。ましてや、「大嘗宮の八重畳の上に座った天皇が、采女の差し出す水の器をとって口に含み、吐き出す」吐水儀礼²²は、奈良時代まで遡っても存在する余地はない。翻って「御膳」を中心とする大嘗祭の本質は、奈良時代の八世紀まで遡る。したがって、奈良時代においても、「中臣寿詞」の主題は、大嘗祭で天皇が神宮の方向を向き供え召し上がる「御膳」であり、「天つ水」は「御膳」との関係の中で語られた。また、岡田精司が「水の祭儀」論で引用する『古風土記』などの史料は、多くが「御膳つ水」に関する内容であり、「中臣寿詞」の「天つ水」と基本的に変わらない。

「中臣寿詞」の「天つ水」は、すでに金子氏が指摘したように、あくまでも「御膳つ水」であり、その性格は、『儀式』の大嘗宮の構造が遡及可能な八世紀前半以来、一貫していた。つまり、岡田精司が「水の祭儀」論や「聖なる水」への信仰・祭祀の前提とした、「中臣寿詞」の後段、大嘗祭の関連部分は後に付加されたとの解釈は成立しないのである。

『儀式』が記す大嘗祭の「御水」と、それを汲む「御井」、さらに「造酒童女」の関係は、そのまま『止由気宮儀式帳』（『外宮儀式帳』）が記す「御水」「御井」「炊物忌」の関係に対応する。²³『外宮儀式帳』では、毎日、神宮内宮の天照大神に供える「朝夕の御膳」の筆頭に「御水」をあげており、それを汲む井戸が「御井」であり、これを担当するのが「炊物忌」である。ここにおいても大嘗祭と神宮祭祀の対応関係が確認でき、いずれにおいても「御水」は「御膳の水」としての性格が第一義なのである。結局、「中臣寿詞」の「天つ水」をもとに岡田精司が説いた、大王の水の支配者としての性格と直結する「水の祭儀」論は成立しないと考えられる。

考古資料の再検討 そうすると、「水の祭儀」論を考古学資料に当てはめ、水そのものを祭祀の対象とした、辰巳説・今尾説・若狭説の「水の祭儀（祭祀）」も再検討が必要となる。

これら各説は、祭祀遺物が出土した場所・遺構のみで祭祀の全ての流れが完結すると理解する。ところが、祭祀の全体的な流れ、構成については殆ど言及していない。祭祀の具体像に触れないまま、祭祀の性格や意味が推定されているわけで、その結論は、古代祭祀の実態に即したものと断定できない。

また、祭祀対象となる神の考え方には、折口の「依代」を敷衍させている。しかし「依代」の概念は、あくまでも折口の直観にもとづくもので、歴史資料での裏付けや検証が行なわれているわけではない。古代の神観を反映しているとは限らないのである。⁽²⁴⁾ 結局、これら諸説の祭祀に関する立論の根拠には、い

ずれも不確定な要素を多く含んでいるといえるだろう。

祭祀の構成と場・施設 では、古代祭祀における祭式の具体的な内容と、場所・施設との関係は、どのように考えられるだろうか。「中臣寿詞」と関わる大嘗祭では、特別な御酒と御膳を事前に醸造・調理して準備、それを天皇が供え、申詞を述べ、御飯と御酒を召し上げる祭祀が行なわれる。その後、御酒・御膳は撤下され、大嘗宮は撤却された。

このような大嘗祭の構成は、『皇太神宮儀式帳』（以後『内宮儀式帳』）が記す古代の神宮祭祀と共通し、古代祭祀の基本的な構成となっている。つまり、①祭具・供献品（幣帛・神饌な

ど）の製作・準備、②幣帛・神饌を供え祝詞を奏上する祭祀、

③供献品の撤下と收納・廃棄の三段階の流れである。⁽²⁵⁾ この三段階には、それぞれに対応する施設・場所が必要である。①の準備では、神へ供え天皇が召し上げる御酒は北野斎場で醸造、これに使用する「御水」は、「御井」で汲まれた。御膳は大嘗宮内の白屋と膳屋で最終的に調理・準備された。②の祭祀では、御酒・御饌を正殿に運び込み、天皇と采女により供饌の祭祀が行なわれる。そして③の祭祀の終了後、御酒・御饌は撤下された。『延喜式』神祇七「踐祚大嘗祭」の規定によれば、大膳職が用意した御膳の食器のなかで「山杯」以上と、造酒司が用意した御酒の器「都婆波」以上は、「皆山野の浄処に置き」⁽²⁶⁾とあり、祭祀の場とは異なった場所に納められた。

古墳時代、五世紀代に形成される祭祀遺跡では、神饌調理に関連する調理具等（竪杵、柄杓、火鑽臼）、祭具や供献品を製作したと推測できる紡織具、鍛冶関連の遺物・遺構、石製模造品の製作痕跡（未成品・剥片）が確認できる。これらは、①祭具・供献品の製作・準備に対応する。また、多量の土器や石製模造品などをまとめた集積遺構は、③供献品の撤下と收納・廃棄に対応し、祭祀後に供えた土器類などを撤下しまとめた結果、形成されたと考えられる。⁽²⁷⁾ 祭祀遺跡を残した祭祀は、『内宮儀

式帳』の神宮祭祀と共通した三段階の構成を推定でき、この三段階に対応した場所・施設が、古墳時代の祭祀においても必要であったと考えられる。

井戸・導水遺構の性格 大嘗祭と神宮祭祀との対応関係、神宮祭祀の古墳時代（五世紀）に遡及する伝統性を併せて考慮すると、古墳時代に確認できる区画・遮蔽施設を伴う導水遺構や井戸は、水を祭祀の対象とした「水の祭儀（祭祀）」の場そのものではなく、神などへと供える特別な「御膳つ水」を汲む施設とみたほうが合理的である。したがって、その場を模った囲形埴輪も「水の祭儀（祭祀）」の場を表現したのではなく、古墳に納めた死者（祖先・祖）に供える「御膳つ水」を汲む「井」を表現していたとの解釈が可能である。

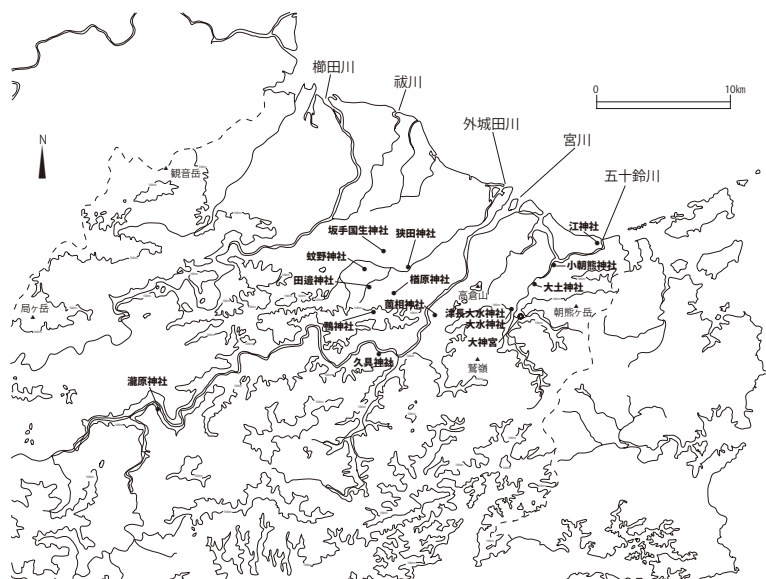
ところで、「井」の意味について本居宣長は、『古事記伝』の「天之眞名井」の註で「凡て古は、泉にまれ川にまれ、用る水に汲處を井と云り」としている。『古事記』では「天之眞名井」は「天安河」にあるとする⁽²⁹⁾。『日本書紀』第六段第二の一書では「天眞名井三處を掘りて」とはあるが、『古事記』の文脈では、河川に面した清い水を汲む施設、それが「天之眞名井」と理解できる。本居宣長の註は、これを受けての解釈となっている。河川に水を汲む施設を設けた遺構としては、奈良県の大柳生宮

ノ前遺跡で確認された木製の槽の導水施設がある。年代は五世紀後半である⁽³¹⁾。『古事記』の天之眞名井は、これに近い状況であり、導水遺構を「井」に含めて考えることができる。

三ツ寺I遺跡では井戸と導水・揚水機能を伴う石敷遺構が併存し、三重県の宝塚古墳では囲形埴輪の中に井戸と導水施設を表現したものが同時に存在する⁽³²⁾。これについては、水の用途の違い、例えば一つは神などへ供える御膳つ水、もう一つは手水など祭祀に使う水としての用途を推定できる。この二種の「井」の存在は、大嘗祭の北野齋場に掘られる「御井」と「童女（造酒童女）の井」とに重ねて考えることができるだろう。

五、水の神観と祭祀

水の神の系譜 古代祭祀における水は、「御膳つ水」のみで考えられるかという点、そうではない。地域の水源・湧水や河川の働きと深く結びついた、水の神への信仰と祭祀は、「井」とは別の場所を舞台として展開した。その様子を詳細に伝えるのが、『内宮儀式帳』『管度会郡神社行事』である。神郡の度会郡に鎮座する神宮の摂社、四十社について延暦二十三年（八〇四）当時の状況を具体的に記録している。神祇官帳に記



第5図 伊勢国都会郡神社位置図（註33論文の図を一部改変）

載される「官帳社」か、そうではない「未入官帳社」かで分類し、神社名、祭神名、祭神を象徴する御形、創祀時期を書き上げ、官帳社については社殿などの建物・施設、立地する場所（坐地）の四至を加えている（三十四・三十五頁）。そこには水に係する神々が多く記載されている。特に注目すべきは「大水上」で、「大水神」との表記も確認でき、その名から水の神と考えられる。この神の児（御子神）を祀る神社が五十鈴川・宮川・外城田川の各水系に広く分布する。また同時に、これとは異なる系譜の水や河川の神々を祀る神社も存在する（第五図）。

内宮が鎮座する五十鈴川水系では、大水上（大水神）の御子神を祀る神社が最も多い。上流から順に津長大水神社（柄長比女命）、川相神社（細川水神）、熊淵神社（多支大刀自）、宇治の奴鬼神社（高水上）、石井神社（高水上命）、宇治山田神社（山田姫命）がある。また、大水の名を冠し、山の神「大山罪の御祖命」を祀る大水神社がある。大水上の系譜以外では、五十鈴川の河口付近に、「天須婆留女命」の御子神で水を御形とする「長口女の命」を祀る江神社がある。

また、五十鈴川に面して河川と深く関係する神社に小朝熊神社と大土神社がある。小朝熊神社は、大山罪の神の御子神「朝熊水の神」を祀る。この系譜には、五十鈴川の水源となる朝熊

	祭神	御形・形	社殿等	坐地・四至	成立時期	備考
瀧祭神社			なし	大神宮の西の川辺		官帳社、造神宮使造り奉る。
小朝熊神社	神櫛玉命の兄、大歳 の兄、桜大刀自	石	正殿1区、御床1具、玉垣2重、御門2間、御倉1字、前社1処	8町。東は大山、南は公田、西は宇治大川、北は御竜嶋	倭姫内親王の御世	官帳社、造神宮使造り奉る。
	苔虫神	石				
	大山罪命の子、朝熊水の神	石				
菫相神社	大水上の兄、曾奈比古命	石	正殿2区、玉垣2重	10町。東南西は大山、北は公田。	倭姫内親王の御世	官帳社、造神宮使造り奉る。
鴨神社	大水上の兄、石己呂和居命	石	正殿2区、玉垣2重	5町。東南西は山、北は公田。	倭姫内親王の御世	官帳社、造神宮使造り奉る。米田郷山上村にあり。
田邊神社	大神御滄川神	鏡	正殿1区、御床1具、前殿1字、御門1間、玉垣2重。	1町9段340歩。東は五百木部浄人が家・小道、南は道、西北は公田	大長谷天皇の御世	官帳社、造神宮使造り奉る。
蚊野神社	大神御菫川神	鏡	正殿1区、御床1具、瑞垣1重、御門1間、玉垣1重、前殿1字。	2町。東は澤・畠、南西は道、北は畠。	大長谷天皇の御世	官帳社、造神宮使造り奉る。田邊郷蚊野村にあり。
湯田神社	鳴震雷	無	正殿2区、玉垣1重、御門1間。	2町5段。東南は川、西北は公田。		官帳社、造神宮使造り奉る。
	大歳御祖命	無				
大土神社	國生神の兄、大國玉命	石	正殿1区、玉垣1重。	8段。東は公田、南は御刀代・溝、西は家田の堰・大川、北は百姓畠。	倭姫内親王の御世	官帳社
	水佐々良比古命	石				
	水佐々良比賣命	石				
國津御祖神社	國生神の兄、宇治比賣命	石	正殿（草葺き）1区、玉垣1重。	大土神社の四至の内。	倭姫内親王の御世	官帳社
	田村比賣命	無				
久麻良比神社	大歳神の兄、千依比古命、千依比賣命	石	正殿（板葺き）1区、玉垣1重。	2段。東南は公田、西北は溝。	倭姫内親王の御世	官帳社
宇治山田神社	大天神の兄、山田姫命	無	正殿（板葺き）1区、玉垣2重。	2段300歩。東は道、南は宇治大川、西は澤・畠、北は大道。	倭姫内親王の御世	官帳社
津長大水神社	大水上の兄、柄長比女命	石	正殿1区、玉垣1重。	3町。東は道、南西北は山。	倭姫内親王の御世	官帳社
堅田神社	東方堅田神社、神名不明。	石	正殿1区、玉垣1重。	300歩。東は山、西は溝・百姓家、北は大海。	倭姫内親王の御世	官帳社
大水神社	大山罪の御祖命	無	正殿1区、玉垣1重。	2町5段。東は道、西南北は山。	倭姫内親王の御世	官帳社
江神社	天須婆留女命の兄、長口女命	水	正殿1区、玉垣1重。	1町。東は溝・郷、南西は山、北は神田。	倭姫内親王の御世	官帳社
	大歳御祖命	無				
	宇加の御玉					
神前神社	國生神の兄、荒前比賣命	石	正殿1区、玉垣1重。	2町200歩。東北は大海、南西は山。	倭姫内親王の御世	官帳社
栗御子神社	須佐の乎命の御玉主命	石	正殿1区、玉垣1重。	8段。東西は大溝、南北は山。	倭姫内親王の御世	官帳社
川原神社	月讀神御玉	無	正殿1区、玉垣1重。	9段。東西北は大川、南は畠。	倭姫内親王の御世	官帳社

	祭神	御形・形	社殿等	坐地・四至	成立時期	備考
久具神社	大水上の神の御子、久久都比女命、久久都比古命	石	正殿3区、玉垣1重。	9段。東西北は大川、南は畠。	倭姫内親王の御世	官帳社
檜原神社	大水上の兄、那良原比女命	石	正殿1区、玉垣1重。	5町。ならびに大山。	倭姫内親王の御世	官帳社
棒原神社	天須婆留女命御玉	無	正殿2区、玉垣1重。	3町。東南は松原、西は澤岡、北は道、公田。	奈良朝廷の御世	官帳社
御船神社	大神の御蔭川神	無	正殿1区、玉垣1重。	2町。東南は公田、西は百姓の家、北は御刀代田。	倭姫内親王の御世	官帳社
坂手國生神社	大水上の兄、高水上	石	正殿1区、玉垣2重。	5町。東は林、南は道、西は林、北は公田。	倭姫内親王の御世	官帳社、田邊郷田邊村氏社の北岡にあり。
狹田神社	須婆留女神の兄、速川比古、速川比女	無	正殿1区、玉垣1重。	5段。東南は百姓の地、西北は公田。	倭姫内親王の御世	官帳社、湯田郷田丸にあり。
	山末御玉	無				
瀧原神社	麻奈胡の神	石	正殿1区、玉垣1重。	3町。東は道、南は山、西北は大川。	倭姫内親王の御世	官帳社
鴨下神社	大水上の兄、石己呂和居	無			倭姫内親王の御世	未入官帳社。造神宮使造り奉る。
	鴨比古、鴨比女命	無				
津布良神社	大水神の兄、津布良比古、津布良比賣命	無			倭姫内親王の御世	未入官帳社
葭原神社	大歳神の兄、佐々津比古命	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
	宇加の御玉の御祖	無				
	伊加利比女	無				
小社神社	大水上の兄、高水上命	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
許母利神社	粟嶋神御玉	無			倭姫内親王の御世	未入官帳社
新川神社	大水上の兄、新川比賣命	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
石井神社	大水上の兄、高水上命	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
宇治の奴鬼神社	大水上の兄、高水上	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
加努彌神社	大歳神の兄、稲依比女命	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
川相神社	大水神の兄、細川水神	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
熊淵神社	大水神の兄、多支大刀自	無			倭姫内親王の御世	未入官帳社
荒前神社	國生神の兄、荒前比賣命	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
那自賣神社	大水上御祖命	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
	同御玉、御裳の須蘇比賣命	石				
葦立て神社	宇治津比女命の兄、玉移良比女命	石			倭姫内親王の御世	未入官帳社
牟彌の神社	大水上の兄、寒川比古命、寒川比女命	無			倭姫内親王の御世	未入官帳社

山の「大山罪の神」と、そこから流れ出る水の神「朝熊水の神」という関係が認められる。一方、大土神社は、西は大川（五十鈴川）と家田の堰、南は御刀代（神田）と溝に接する景観を四至の記載から復元できる。家田の堰は五十鈴川から灌漑用水を取水し、溝は堰から御刀代へと水を引く用水路と判断でき、河川からの灌漑用水の取水地点に祭祀の場、神社が設定されている。ここでは、国作りの神「国生の神」の御子神「大国王命」と「水佐々良比古命・水佐々良比売命」を祀る。重要な神田の生産を支える取水地点の働きが、地域の土地の神「大国王命」を祀る場の条件となっていたと考えられる。水佐々良比古命・比売命については『大神宮儀式解』は『伊勢国風土記』の「水佐々良比古は、大国王の神の資（つかひびと）」との説を引くが、その名からは水や水の流れとの関連性を推定できる。

五十鈴川の北、宮川と外城田川の流域には広大な平野が広がり、大水上の御子神を祀る神社が分布する。外城田川上流の水源、国東山系の中腹に立地するのが、大水上の御子神「石己呂和居命」を祀る鴨神社である。現在の社地に隣接する岩盤には湧水があり、水の神の子で石を御形とし、石己呂和居の名を持つ神を祀る場には相応しい環境である。水源という自然環境の働きを象徴する山の石神という性格がうかがえる。

外城田川の平野部で大水上の御子神を祀る神社には、鴨下神社（石己呂和居命、鴨比古命・鴨比女命）、檜原神社（那良原比女命）、坂手国生神社（高水上）がある。鴨下神社と檜原神社では鴨比古命・鴨比女命、那良原比女命のように土地の名を冠した神が、水の神の御子神とされている。同様の状況は、五十鈴川と宮川の流域でも確認でき、宇治山田神社の山田姫命、久具神社の久久都比女命・久久都比古命、菰相神社の曾奈比比古命は、いずれも大水上の御子神である。水の神の系譜に属する神が、地域の神として信仰されていたことが分かる。

この他、外城田川流域では河川の神と判断できる神々が祀られている。田邊神社の「大神大湊川神」、蚊野神社の「御蔭川神」、狭田神社の「速川比古・速川比女」である。また、場所は特定できないが、牟彌神社では、大水上の御子神「寒川比古命・寒川比女命」を祀る。いずれも、神名から平野部を流れる川を神格化した神々と判断でき、その河川は周辺の水田生産に重要な役割を果たしていたと考えられる。

水の神の神観 ここで取り上げた神々と神社の立地環境の関係には、次の特徴を指摘できる。

- ① 河川の水源となる山や湧水と密接に関係する例がある。
- ② 神社は河川に面したり、灌漑用水の河川からの取水地点に

接したりする例がある。

③地域の神々には、水の神の系譜に連なる神が含まれる。

これら特徴から導き出せる神観の背景には、水源となる山や湧水、また、灌漑用水源の河川といった自然環境の働きがある。そのような働き（現象）が特徴的に現われる場所・環境を、現象の行為者「神」が居られる（坐す）場所と直観し、そこで祭祀を行なう「坐す神」の神観が、古代祭祀には想定できる。^{②③}度会郡内の水の神の神観にも、これが当てはまる。そこには折口信夫が説くような「依代」に依り来る神は認められない。そして、このような神観と神社の関係は、延暦二十三年当時、すでに伝統的なものとなっていた。度会郡内の四十社の創祀年代で、三十五社が倭姫内親王の時代、二社が大長谷天皇（雄略天皇）の時代としており、当時の人々は、少なくとも大化前代以来の伝統を受け継いでいると認識していたことになる。

度会郡内の神社と類似する状況は『出雲国風土記』で確認できる。^{②④}同風土記は、主要な河川の水源となる山を明記している。例えば、意宇郡の意宇川は「熊野山より出で」とし、熊野山には「熊野大神の社坐す」と記す。熊野山は、意宇川の水源であり、そこには熊野大神が坐すとの認識があったのである。熊野山に発する意宇川に沿って、「在神祇官社」（「内宮儀式帳」の

官帳社に対応）の熊野大社や速玉大社が祀られ、意宇川支流には「不在神祇官社」（未入官帳社に対応）が主に位置している。^{②⑤}この意宇川の支流、東岩坂川に面する前田遺跡では支流の旧河道を発掘調査で検出している。そこには取水施設があり、周辺からは玉類（勾玉、白玉など）、武器類（木製の刀装具、刀形）、紡織具、琴、調理具など祭祀に関連する品々が集中して出土した。年代は、六世紀から七世紀、河川に設けられた取水施設の付近が祭祀の場となっていたと考えられる。^{②⑥}この意宇川流域の状況は、伊勢国度会郡内の朝熊山と五十鈴川流域の神社群や五十鈴川の家田の堰に面して大国玉命を祀る大土神社の景観と共通する。

また、同風土記は、出雲国楯縫郡の多久川について神名槌山を水源とし、この山には高さ一丈、周り一丈の石神があると記す。この石神は、多伎都比古命の「御託」（御形に相当するか）であり、早に雨を乞えば必ず降らせるともある。この多伎都比古の石神は、石を御形とする鴨神社の石己呂和居命と類似し、水源の山の石神という共通した性格がうかがえる。

さらに、意宇川支流沿いの前田遺跡で確認できた取水施設と祭祀遺跡の関係は、五世紀後半に遡る例が東国と西国で確認できる。千葉県の大須賀条里制遺跡と島根県の大屋八反田遺跡で

ある。³⁹⁾これら遺跡の存在から度会郡の大土神社の景観は、六世紀の前田遺跡を間に置いて、五世紀後半まで遡ると考えられる。この事実は、度会郡内の摂社の創祀が、倭姫内親王や大長谷天皇の時代であるとの『内宮儀式帳』の記載と符合する。

ここで確認したように、度会郡内で水と関係する神々を祀る神社の環境と景観、そこから推定できる神観と祭祀は、五世紀後半以降、日本列島の広範囲で展開していた可能性が高い。その祭祀の場は、あくまでも水源となる山や河川、取水堰など、地域の灌漑用水系を維持する上で重要な機能を持つ環境と場であり、井戸や導水施設ではない。

三ツ寺I遺跡の祭祀 こう考えると、三ツ寺I遺跡の中核部にある井戸や導水・揚水機能を持つ石敷遺構を、地域の水利と直接結びついた「水の祭祀」の対象としたり、祭祀の場としたりすることは難しい。むしろ、井戸や石敷遺構は、先に見た大嘗祭の祭祀と比較すれば、「御水・御膳つ水」を用意する施設であったと考えられる。

三ツ寺I遺跡では柵列と板垣で区画・遮蔽した内部に、大形掘立柱建物、石敷（導水・揚水）遺構、井戸、竪穴建物があり、区画内の広い範囲で滑石製の各種模造品や子持勾玉が出土し、周囲の堀からは多数の木製刀形が出土している。加えて鍛冶関

係の遺物（鉄滓）、鑄銅関係遺物（羽口・埴塙・銅滓）、紡織具（石製紡錘車、木製機織り具）が出土している。⁴⁰⁾これらの遺構・遺物を祭祀という視点から見ると、祭祀の準備段階に対応するものが多く含まれる。三ツ寺I遺跡は、遺跡内の一部、井戸や石敷遺構のみで限定的に祭祀を行なったのではなく、全体で祭祀を準備し執行する施設としての性格が考えられる。区画・遮蔽された内部で、金属製品や布帛類の捧げ物を製作し、井戸・石敷遺構で取水した「御膳つ水」を使い食膳の調理や酒の醸造を行った。それらを使い、中核部分の大形掘立柱建物などで祭祀を執行する。このような祭祀の流れを想定できる。

では、この祭祀の対象は何か。現時点では明確にできない。ただ、古墳に置かれた円形埴輪には「御膳つ水」を汲む機能が推定でき、五世紀に成立する形象埴輪群は中心人物への供膳と饗応という共通した主題を表現しているところから、形象埴輪群との関係を考える必要がある。遺跡の北西に位置する保戸田古墳群に葬られた死者・祖先への供膳・饗応の祭祀という側面を視野に入れて検討すべきだろう。その意味で、古墳の形象埴輪群のモデルの一つに三ツ寺I遺跡を推定できる。

三ツ寺I遺跡の中核部は、六世紀初期頃、榛名山の噴火による火砕流で廃絶する。しかし、調査区の北端、第1張出の付け

根の湧水点（湧水1）周辺では、遺跡の中核部に先行する時期から、廃絶した後の六世紀以降、十世紀まで祭祀に使用したと考えられる多量の土器類が出土した^④。この湧水点の周辺で、祭祀は古墳時代から平安時代まで継続して行なわれていたことを示している。ここでの祭祀は、堀と柵列・板塀で区画された遺跡の中核部とは別系統で行なわれ、中核部が廃絶した後も維持され続けたと解釈できる。この湧水点周辺での祭祀は、湧水という水源の働きに神を直観し祭祀を行なったという意味で、度会郡内で確認できた水の神への信仰と祭祀に合致するものであり、その祭祀こそ地域の水利と直結していたと考えられる。

六、まとめ

本論文の結論は、以下のとおりにとまることができる。

◎大嘗祭辰の日の節会で奏上される「中臣寿詞」、そこで語られる「天つ水」の性格は、大嘗祭の「御膳つ水」で、大嘗祭において中心的な役割を持つ御膳・御酒と直接関係する。

◎大嘗宮の悠紀院・主基院の基本的な建物の規模・配置と、それに対応する大嘗祭の祭式は七世紀後半まで遡る可能性が高く、これと整合する「中臣寿詞」の後段、大嘗祭に関する部

分は成立当初まで遡る。また、「天つ水」の「御膳つ水」としての性格も当初より一貫していた。

◎したがって、「中臣寿詞」の後段は後に付加されたことを前提に、「天つ水」を「聖なる水」とし、天皇を「水の支配者」とする「水の祭儀」論は成立しない。

◎「水の祭儀」論を、古墳時代の豪族居館、導水遺構、形象埴輪などの考古資料に当てはめ、水や井泉を直接の祭祀対象と想定したり、水利と関連させたりする「水の祭祀」論も再検討が必要である。

◎古墳時代の導水遺構、井戸・導水施設を伴った埴形埴輪は、神や祖へ供える「御膳つ水」を汲む施設という意味づけができる。

◎地域の水利と結びついた神観や祭祀は、『内宮儀式帳』『管度会郡神社行事』にみられるように、水源の山と河川、湧水、灌漑用水の取水堰など、地域の自然環境の特別な働きや灌漑用水系と直接関連していた。

古代の水に対する信仰と祭祀は、二系統で考える必要がある。一つは神や貴人の飲料水の系統、もう一つは地域の灌漑用水の系統である。飲料水の系統は、今回、検討した「御膳つ水」が該当する。この他、『古風土記』は、倭武天皇などの貴人の飲

料水の井戸を、占って掘る説話を複数載せている。「中臣寿詞」⁽⁴⁾「天つ水」の「天の八井」、大嘗祭の「御水」の「御井」と同様である。この系統では飲料水の水質が問題となる。清浄で美味しい良質な水を得る上で、神意を判定する卜定の手続きは大きな意味を持ち、井戸や導水遺構を区画・遮蔽することは、清浄性を確保し飲料水の水質を維持するため必要であった。そこで得られる水は、神や貴人のための飲料水「御膳つ水」なのである。⁽⁵⁾

一方、灌漑用水の系統では、豊富な用水を安定的に供給する自然の働きが問題となる。灌漑用水に関わる神は、この自然環境の働きと直結する。これには『延喜式』祝詞の祈年祭と大忌祭の祝詞に登場する「水分に坐す皇神」「山の口に坐す皇神」が相当する。この神々は、水源の山嶺で水を分配し、山麓で水を平野へと押し流す働きを示す。『内宮儀式帳』で伊勢国度会郡の山や河川と結びついて信仰された神々も同様である。地域の水利と祭祀との関係は、この系統の神々への信仰と祭祀の中で考えるべきだろう。

従来の「水の祭儀（祭祀）」論は、二系統の水への信仰と祭祀を一系統で考えてきたところに問題があったといえる。水の信仰・祭祀と関わる遺構・遺跡は、五世紀代に明確化し、同時

に低地の開発が進められている。⁽⁶⁾その歴史的な背景を解明するには、水への信仰と祭祀に関する正確な理解が不可欠だろう。

註・参考文献

- (1) 皇學館大学神道研究所編『訓読註釋 儀式 踐祚大嘗祭儀』思文閣出版、二〇一二。
- (2) 『儀式』の大嘗祭・大嘗宮に関連する内容は、基本的に同書による。坂本太郎他校注『日本古典文学大系 日本書紀 下』岩波書店、一九六五。
- (3) 井上光貞他校注『日本思想体系 律令』岩波書店、一九七六。
- (4) 本居宣長「玉勝間」『本居宣長全集 第一卷』筑摩書房、一九六八。
- (5) 平田篤胤「古史伝」『新修 平田篤胤全集 第三卷』名著出版、一九七七。
- (6) 西田長男「中臣壽詞攷―新発見の遺文を中心に―」『神道研究撰集 第四卷 神道史の研究 第二 クレス出版、二〇一四。
- (7) 岡田精司「八 大王と井水の祭儀」『講座 日本の古代信仰 第三卷 呪ないと祭り』学生社、一九八〇。
- (8) 土橋寛「中臣壽詞と持統朝」『文学』五十四（一九八六年五号）、岩波書店、一九八六。
- (9) 柏谷興紀「中臣壽詞の「天つ水」神話について」『統大嘗祭の研究』皇學館大学出版部、一九八九。
- (10) 金子善光「「天つ水」考」『國學院雜誌』第九十一卷第七号、一九九〇。
- (11) 辰巳和弘「古代地域王権と水の祭儀」『日野昭博士還暦記念 歴史と

- 伝承」日野昭博士還暦記念会、一九八八。
- (12) 今尾文昭〔「導水」の埴輪と王の治水〕『水と祭祀の考古学』学生社、二〇〇五。
- (13) 若狭 徹「古墳時代の水利社会研究」学生社、二〇〇七。
- (14) 青木紀元「祝詞全評釈」右文書院、二〇〇〇。
- (15) 「中臣寿詞」の「天つ水」と大嘗祭の「御井」との関連性については、すでに土橋寛が指摘している。註8論文に同じ。
- (16) 岡田莊司「大嘗祭と古代の祭祀」吉川弘文館、二〇一九。
塩川哲朗・木村大樹「資料から見る大嘗祭」『資料で見る大嘗祭』國學院大學学術資料センター、二〇一八。
- (17) 館野和己「推定第二次朝堂院朝庭地区（第一六九次）の調査」『奈良国立文化財研究所年報 一九八六』奈良国立文化財研究所、一九八六。
- (18) 上野邦一「平城宮の大嘗宮再考」『建築史学』第二〇号、建築史学会、一九九三。
- (19) 清水洋平他「中央区朝堂院の調査」第三六七・三七六次『奈良文化財研究所紀要』二〇〇五、独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所、二〇〇五。
- (20) 平城宮東区朝堂院の01期（元正天皇）大嘗宮では南北門と悠紀院の正殿と膳屋、主基院の膳屋跡を確認、02期（聖武天皇）大嘗宮では南北門と悠紀院の正殿・膳屋・白屋を確認しており、その建物の規模と位置は一致する。また、02期の建物の規模と位置は、C期（桓武天皇）大嘗宮と一致する。このため、01・02期においても未検出の宮垣と御厠を含め、C期と共通した建物配置を推定できる。
- 註18論文及び、笹生 衛「古代大嘗宮の構造と起源―祭祀と考古学資料から考える祭祀の性格―」『神道宗教』第二五四・二五五号「特集大嘗祭」、神道宗教学会、二〇一九。
- (21) 青木 敬「発掘遺構からみた奈良時代の大嘗宮」『日本古代の皇位継承―即位・踐祚・讓位・大嘗祭―』（二〇一九年六月八日実施、國學院大學文化講演会）発表資料。
- (22) 註7論文に同じ。
- (23) 胡麻鶴醇之・西島一郎校注「神道大系 神宮編一 皇太神宮儀式帳・止由氣儀式帳・太神宮諸雜事記」神道大系編集会、一九七九。
- (24) 笹生 衛「神と死者の考古学」吉川弘文館、二〇一六。
- (25) 笹生 衛「日本古代の祭祀考古学」吉川弘文館、二〇二二。
- (26) 虎尾俊哉編「註釈日本史料 延喜式 上」集英社、二〇〇〇。
- (27) 註25文献と同じ。
- (28) 本居宣長「古事記伝」七之卷、『本居宣長全集』第九卷、筑摩書房、一九六八。
- (29) 古事記には「各天安河の中に置き而、宇氣布時、天照大御神、先づ建速須佐之男ノ所佩かせる十拳劔を乞ひ度して、三段に打ち折り而、奴那登母々由良迹、天之真名井に振り濺ぎ而」とあり、天安川に接して天の真名井が位置する表現となっている。
- (30) 青木和夫他校注『日本思想体系 古事記』岩波書店、一九八二。
坂本太郎他校注『日本古典文学大系 日本書紀 上』岩波書店、一九六七。
- (31) 林部 均他「奈良市 大柳生遺跡群 第十二次（大柳生宮ノ前遺跡・大柳生コロビ遺跡）発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 二〇〇〇年度』奈良県立橿原考古学研究所、二〇〇一。
- (32) 福田哲也他「史跡宝塚古墳」松阪市教育委員会、二〇〇五。
- (33) 笹生 衛「祭祀遺跡からみた古代の出雲―杵築大社成立の背景―」『鳥根県古代文化センター研究論集 第十六集 古代祭祀と地域社会』鳥根県古代文化センター、二〇一六。
- (34) 中川経雅『大神宮儀式解 前篇』臨川書店、一九七〇。

- (35) 註24文献に同じ。
- (36) 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『風土記』山川出版、二〇一六。
- (37) 松尾充晶「社殿の成立過程とその背景―出雲国―」『古代文化』第六十六巻第三号、古代学協会、二〇一四。
- (38) 川上昭一『前田遺跡(第Ⅱ調査区)』鳥根県八雲村教育委員会、二〇〇一。
- (39) 高梨友子『館山市長須賀条里制遺跡・北条条里制遺跡』(財)千葉県文化財センター、二〇〇四。
- (40) 松尾充晶「古墳時代の水利と祭祀」『古代文化研究』第二十三号、鳥根県古代文化センター、二〇一五。
- (41) 下城 正他「三ツ寺Ⅰ遺跡 古墳時代居館の調査」群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団他、一九八八。
- (42) 註13文献と註40文献に同じ。
- (43) 註36文献に同じ。
- (44) 『延喜式』卷八の「祈年祭祀詞」では座摩の御巫は、「生井・栄井・津長井」を祀る。これらの井戸は、座摩の御巫が、宅地の神々「阿須波・婆比支」とともに祀っているため、宅地に掘られ飲料水を汲む井戸と考えるべきだろう。
- (45) 註26文献に同じ。
- (46) 註26文献に同じ。
- (47) 群馬県の三ツ寺Ⅰ遺跡の周辺以外では、南関東、千葉県内の小糸川流域で五世紀代に河川周辺の沖積平野で新たな集落が形成され、河口部では大形前方後円墳(墳丘全長一四四メートル)の内裏塚古墳を核とする内裏塚古墳群が成立する。
- (48) 笹生 衛『神仏と村景観の考古学』弘文堂、二〇〇五。